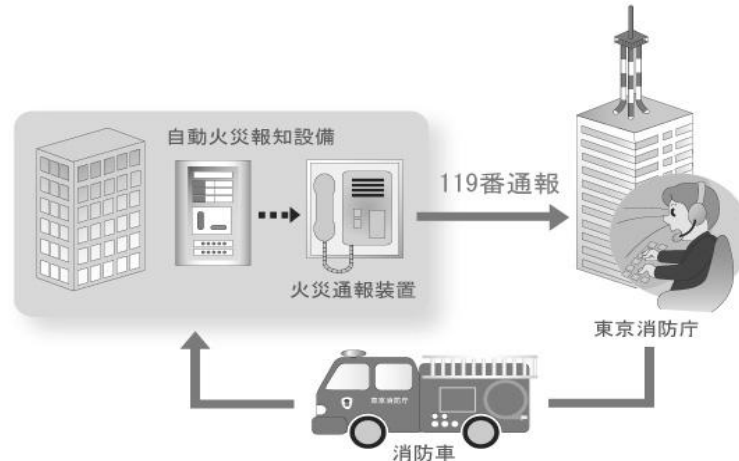


東京消防庁

東京消防庁における有人直接通報について

有人直接通報とは自動通報のひとつであり、病院や社会福祉施設などに設置してある自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置から自動的に所在、名称などが119番通報されるものです。



【根拠】

火災予防条例第61条の2（自動火災報知設備等と連動して行う通報等の承認）

防火対象物のうち消防総監が定めるものの管理について権原を有する者は、消防総監が指定する場所に次に掲げる通報を行い、又は行わせようとする場合は、あらかじめ、消防総監が定めるところにより、承認を得なければならない。

(1) 自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号によって行う通報

- (2) ボタンを押すこと等の一つの操作で送信される信号によって行う通報
- (3) 自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号又はボタンを押すこと等の一つの操作で送信される信号を受けた者が現場を確認する前に行う通報

【利用できる建物】

- 1 旅館、ホテル（政令別表第一5項イ）
- 2 病院、社会福祉施設等（同6項イ～ハ）及び、同6項ニのうち特別支援学校
- 3 博物館（同8項）
- 4 文化財（同17項）
- 5 シルバーピア（同5項ロのうち高齢者集合住宅）

【承認の条件】※抜粋

- 1 法第17条の規定により、自動火災報知設備が防火対象物全体に設置され、適正に維持されていること。
- 2 自動火災報知設備には次のいずれかにより非火災報防止対策が講じられていること。
 - (1) 蓄積式の中継器又は受信機の設置
 - (2) 二信号式の受信機の設置
 - (3) 蓄積付加装置の設置
 - (4) 感知器の適材適所への設置
- 3 火災通報装置が法令に基づき設置され、適正に維持管理が行われていること。

【承認・利用者登録後の遵守事項】

通報の信頼性を確保するため、通報承認後、非火災報防止対策及び自動火災報知設備の作動時の対応が適正に行われるよう、下記の事項を遵守することとしています。

- 1 誤操作による出場を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。
- 2 真火災の際は、関係者が直ちに火災通報装置の火災通報ボタンを押すこと。
- 3 作動後、災害救急情報センターの呼び出しに適正に対応できること。
- 4 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに非常停止ボタンを操作し、消防機関にその旨を通報すること。
- 5 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等、必要な非火災報防止対策を講ずること。
- 6 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- 7 火災通報装置に接続された電話回線が、IP回線等に変更された場合、正しく119番通報が行えない等、火災通報装置の機能の一部が確保できなくなることから、火災通報装置に接続された電話回線を変更する場合は、必ず管轄の消防署へ連絡すること。

【通報信号音と消防隊の出場体制】

種 別	通報信号音	メッセージ	出場種別	出場隊数
自動火災報知設備作動	ピン ポーン	自動火災報知設備が作動しました	緊急確認	4 隊
火災通報装置の押しボタンの押下	ピ ピ ピ	火事です 火事です	普通出場	約 15 隊

【有人直接通報の状況】

承認件数

用途	承認件数
5項イ	55
5項ロ	12
6項イ	361
6項ロ	1,762
6項ハ	276
6項ニ	12
8項	1
15項	8
16項イ	357
17項	3
その他	1
合計	2,848

(H25.4 現在)

通報件数

項目 年度	承認 対象物数	通報件数 (件)		
		火災報 (件)	非火災 報 (件)	
H19 年度	1, 649	605	15	590
H20 年度	1, 772	605	16	589
H21 年度	1, 980	524	5	519
H22 年度	2, 262	378	10	368
H23 年度	2, 559	724	11	713

(平成 19 年度～23 年度)